

## 令和4年度 川崎市立菅生中学校 部活動活動方針

### 1. 目的

部活動は、生徒の自主性を尊重し、自発的な参加により、趣味を生かし、教養を高め、互いが協力する事を学びつつ各自の能力を十分に伸ばす事を目的とする。また、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとする。

### 2. 活動時間について（最終下校時刻）

4月 1日～	9月30日	18:00
10月 1日～	10月14日	17:30
10月15日～	11月14日	17:00
11月15日～	12月31日	16:30
1月 1日～	1月31日	17:00
2月 1日～	3月31日	17:30

※休業日の活動時間についてもこれに準じる。

### 3. バランスのとれた部活動の運営

- ① 課業期間中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下週末という）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、事前に振替日を生徒・家庭に周知する。
- ② 長期休業期間中の休養日の設定は、課業期間中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ③ 1日の活動時間は平日では2時間程度、学校休養日（課業期間中の週末を含む）は3時間程度とし、学校行事、種目・活動等の特性、地域行事等を考慮しつつ、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ④ 毎月平日の2日間にノー部活動デーを原則設け、朝練習も行わない。また、各部活動においてノー部活動デーを除いた平日2日間を毎月休養日と設定する。（部活動毎の活動計画に明記）

### 4. 入部・転部・退部について

入部する場合、入部届に必要な事項を記入し、学級担任及び部活動顧問に提出する。転部、退部についても柔軟に対応する。

## 5. 約束事項

- ① 活動時間内は顧問が活動場所に行き、生徒の指導に当たり、平日、休日とも顧問不在の場合、活動は行わない。
- ② 下校時間を厳守する。
- ③ いかなる場合でも、昼食の買出しや外食はしない（休日も）。登下校中の飲食も認めない。
- ④ 校外へ練習や試合に出る場合は、引率届を提出し、学校長の承認を得て行う。行き帰りについては、顧問が引率し、公共交通機関を利用する場合はマナーを守り、他の乗客に迷惑のかかる行為はしない。また、ゴミは必ず持ち帰る。
- ① 服装は学校生活に準じる。文化部は制服・ジャージ・体操着、運動部はジャージ・体操着とし、運動部の制服での活動は認めない。運動部における練習着について、顧問の指導のもと、活動に適した服装で行う。

## 6. その他

- ① 合宿については行わない。ただし、選抜選手については校長の許可を得る。
- ② 宣伝ポスターは、特活指導部（生徒会）の許可を得て、生徒会印を押してあるもののみ掲示する。
- ③ 卒業生などの練習参加・コーチに関しては、必ず顧問の許可を得る。また、正しい服装・態度で指導させる。
- ④ 外部指導者については、学校長の許可を得て参加を認める。
- ⑤ 部で揃える衣類や物に関しては、保護者の承認を得る。
- ⑥ 各大会に参加し得た賞状・カップ等は、職員玄関等に掲示する。顧問会で管理し、各部活動顧問が掲示する。

## 7. 活動費について

各部において必要な用具の購入費は、市から活動推進用具整備費として交付される。

また、原則として部費は徴収しないこととする。徴収する必要があると認められた場合には、保護者の了解のもと、管理職に報告し、会計監査を保護者により実施する。決算報告を年度末に学校に提出する。